

は、申請が必要です。

▶申請に必要なもの

- ・保険証
- ・来庁する人の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ・委任状(別世帯の人が申請する場合)
- ・その他(入院日数を確認できるものが必要になる場合有)

(※)限度額適用(標準負担額減額)認定証とは

限度額適用認定証とは、負担割合が3割となる人で、所得が一定額未満の人に発行するもので、あらかじめ医療機関窓口で提示すると、入院または外来診療を受ける際にかかった医療費の自己負担が限度額までとなります。

また、限度額適用・標準負担額減額認定証とは、世帯全員が住民税非課税である人に発行するもので、あらかじめ医療機関窓口で提示すると、医療費の自己負担は限度額までとなり、入院時の食費・居住費の負担も減額されます。

問 住民課 国保医療係  
☎932-1111(代) FAX933-7512(代)  
または福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎651-3111

8月は児童扶養手当の現況届提出月です

児童扶養手当の現況届は、受給者の前年の所得の状況と、8月1日現在の養育の状況を毎年確認するためのものです。

7月中旬に書類を郵送しますので、必要書類を添えて提出してください。この届を提出しない場合は、11月分以降の手当の支給を受けることができなくなります。

▶受付期間

8月1日(月)～31日(水)  
8時30分～17時15分  
※土・日・祝日を除く。  
※8月25日(木)の夜間窓口では20時まで受付。

問 住民課 年金手当係  
☎932-1111(代) FAX933-7512(代)

②70～74歳で課税所得が145万円以上690万円未満の人、および住民税非課税の人

▶必要なもの

国民健康保険証、マイナンバーが確認できるもの、来庁する人の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)、委任状(別世帯の人が申請する場合)、その他(入院日数が確認できるものが必要になる場合有)

問 住民課 国保医療係  
☎932-1111(代) FAX933-7512(代)

後期高齢者医療保険被保険者証(保険証)の更新

今年は8月1日(月)と10月1日(土)に保険証が更新されます

現在の保険証の有効期限は、令和4年7月31日(日)までです。

8月1日(月)から使用できる保険証(水色)を郵送します。有効期限は、9月30日(金)までの2か月です。また、10月1日(土)から使用できる保険証(桃色)は、9月下旬に郵送します。

8月1日(月)以降に受診するときは、新しい保険証(水色)、10月1日(土)以降に受診するときは、新しい保険証(桃色)を医療機関の窓口で提示してください。

新しい保険証が届かない場合は、住民課国保医療係へお問い合わせください。

保険証の自己負担割合をご確認ください

医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は、1割または3割です。

限度額適用認定証など(※)が8月に更新されます

現在使用中の限度額適用認定証や限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は、令和4年7月31日(日)です。

認定証をすでにお持ちの人で、令和4年度も同じように認定証を発行できる条件の人には、8月1日からの新しい認定証を保険証とは別に7月下旬に送付します。新たに認定証の交付を希望する場合



生活・暮らし

国民健康保険被保険者証(保険証)の更新

現在交付している保険証の有効期限は、令和4年7月31日(日)です。

8月1日(月)からの新しい保険証は、簡易書留郵便で世帯主宛てに郵送しています。

7月31日(日)までに保険証が届かない場合は、ご連絡ください。

問 住民課 国保医療係  
☎932-1111(代) FAX933-7512(代)

国民健康保険「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請

入院する際や高額な医療を受ける際に、「限度額適用認定証」(住民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」)を提示すると、窓口での医療費負担額が限度額までになります(住民税非課税世帯の人は入院時の食事代も減額)。

認定証は申請した月の初日から認定されますので、高額な医療を受ける場合は速やかに以下の窓口で申請の手続きをしてください。なお、現在認定証をお持ちの人で、8月以降も引き続き必要な人は、8月中旬に申請手続きをしてください。

▶対象

宇美町国民健康保険加入者で、入院を伴う医療や高額な医療を受ける予定のある  
①69歳以下の人

「ゼロカーボンシティうみ」宣言

近年、記録的な猛暑や豪雨など地球温暖化の影響と思われる異常気象が世界中で多発しています。町は世界共通のこの課題に取り組み、地域全体で脱炭素社会の実現を目指し、環境負荷の少ないまちを次世代につなぐため、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティうみ」を6月3日(金)に宣言しました。今後は実現に向けて、町民、事業者などの皆さんと連携しながら取り組んでいきます。



▲「ゼロカーボンシティうみ」宣言をした町長

全国人権擁護委員連合会長表彰を受賞

人権擁護委員の榎田千鶴子さんが全国人権擁護委員連合会長表彰を受けられました。

この表彰は、多年にわたって人権擁護活動にご尽力いただいた方に贈られるものです。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間のボランティアで、地域の皆さんからの人権相談を受けて問題解決のお手伝いをしたり、人権を尊重する啓発活動を行ったりしています。

～7月は宇美町人権問題啓発強調月間です～

※例年7月に開催していた宇美町人権問題啓発講演会は、中央公民館の大規模改修に伴い、12月に延期して実施します。



▲表彰を受けられた榎田さん

「第72回社会を明るくする運動」「薬物乱用防止」街頭啓発を実施

「社会を明るくする運動」は、罪を犯した人の更生について理解を深め、地域の人々が力を合わせて、犯罪や非行の無い明るい社会を築こうとする全国的な運動です。町でも、「第72回社会を明るくする運動 宇美町推進委員会」が中心となり、7月1日(金)早朝から、JR宇美駅前で声掛け運動および啓発物を配布する啓発活動を行いました。

また、今年度も宇美町議会議員と共に、「薬物乱用防止」の啓発も併せて行いました。



▲啓発活動の様子